

緊急通報装置設置の御案内

○ 緊急通報装置とは

本体を家庭の電話機と繋ぎ、本体の『非常ボタン』または、セットで借りるペンダントの『非常ボタン』を押すと、自動的に事前に登録した通報先に電話をかけ、相手に緊急メッセージを届ける装置です。通報を受けた通報先では、安否確認を行ってまいります。

○ 通報先について

通報先は3か所設定できます。第1及び第2通報先は、近所あるいは近隣市町村の身内の方などを指定してください。第3通報先は確実に通報を受けるため、伊那消防署を設定させていただきます。遠方の方や、携帯電話を設定する場合は通報時の対応を十分検討の上設定してください。（詳しくは4ページをご覧ください）

○ 伊那市での助成

伊那市では、NTTが貸与している装置を利用する際の設置費用に対して扶助（助成）を行っています。NTTでは、レンタルする方が一人暮らし高齢者等の場合に福祉料金を設定していて、廉価で設置、レンタルを受けることができます。

○ 設置対象者の条件

設置費の扶助の対象は、以下の条件①②をすべて満たす方です。

① 一人暮らし高齢者又は寝たきり等の要介護者（障害者）のいる世帯

② 同じ世帯（同じ家に居住している方）全員が市民税非課税である

※市民税が課税である場合は、扶助は受けられませんが、装置の設置は可能です。

○ 費用について

設置対象者の条件で①を満たす方の装置の利用にかかる費用は

◆ 月々の機器レンタル料・・・418円（必ず支払いが必要）

◆ 通報装置を作動した場合に発生する通話料・・・実費

◆ 設置費用・・・6,050円（市の扶助対象）

※ 扶助対象者の方は、設置費用については全額を市で負担します。

※ 対象者の条件の②に該当しない場合は、設置費用は自己負担になります。

☆参考・・・一般の世帯が対象の場合は、一般料金での設置、レンタルとなりますが、市民税の課税世帯であっても一人暮らし高齢者などの場合は、市が福祉料金対象者である証明を行うことで福祉料金が適用されます。

○ その他

* 手続きについては次のページを御覧ください

* お子さんなど頼れる身内や知人がいないため、通報先に設定する相手がない場合は御相談ください。

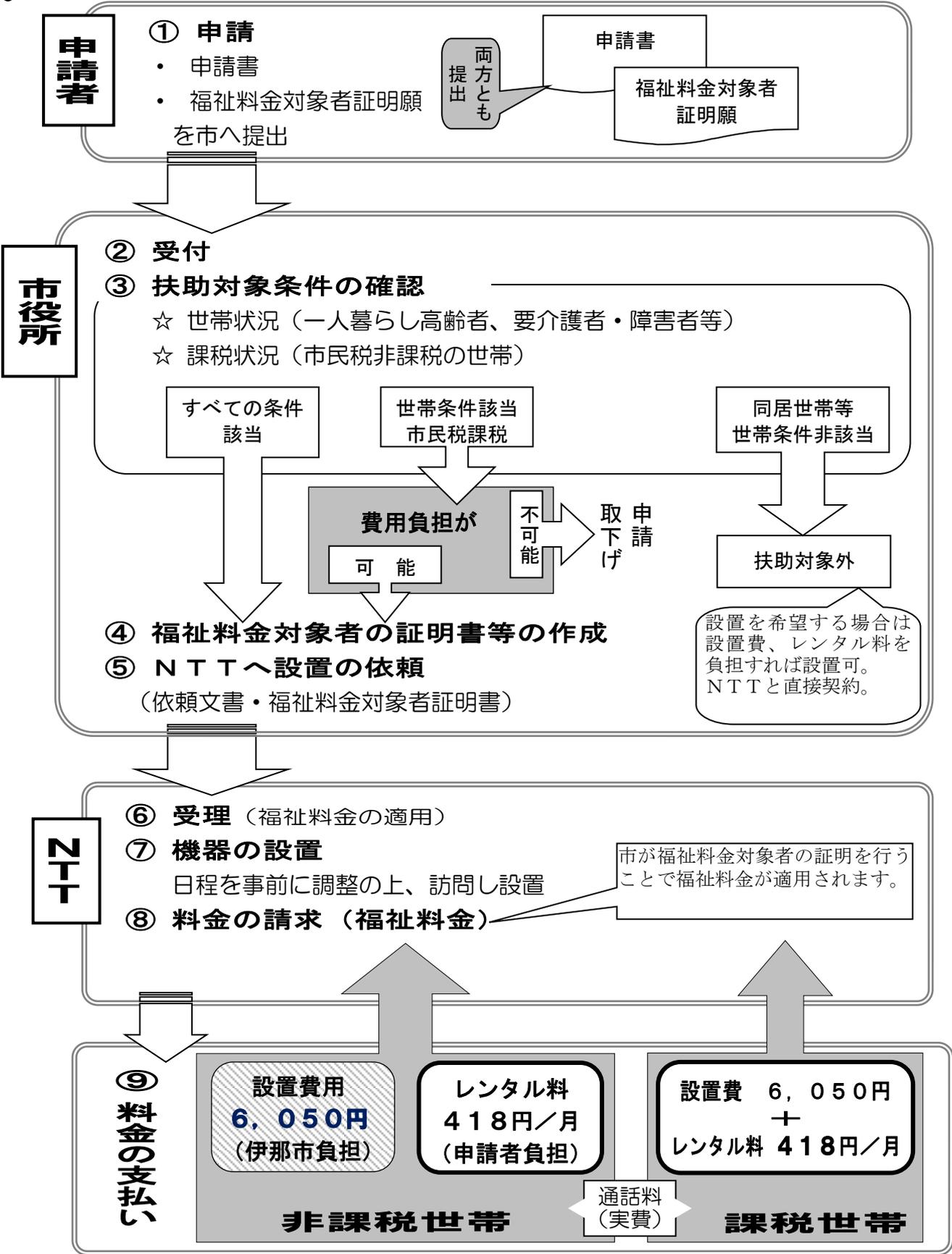
お問い合わせは

伊那市役所 社会福祉課 高齢者係

TEL 78-4111（内線 2313）

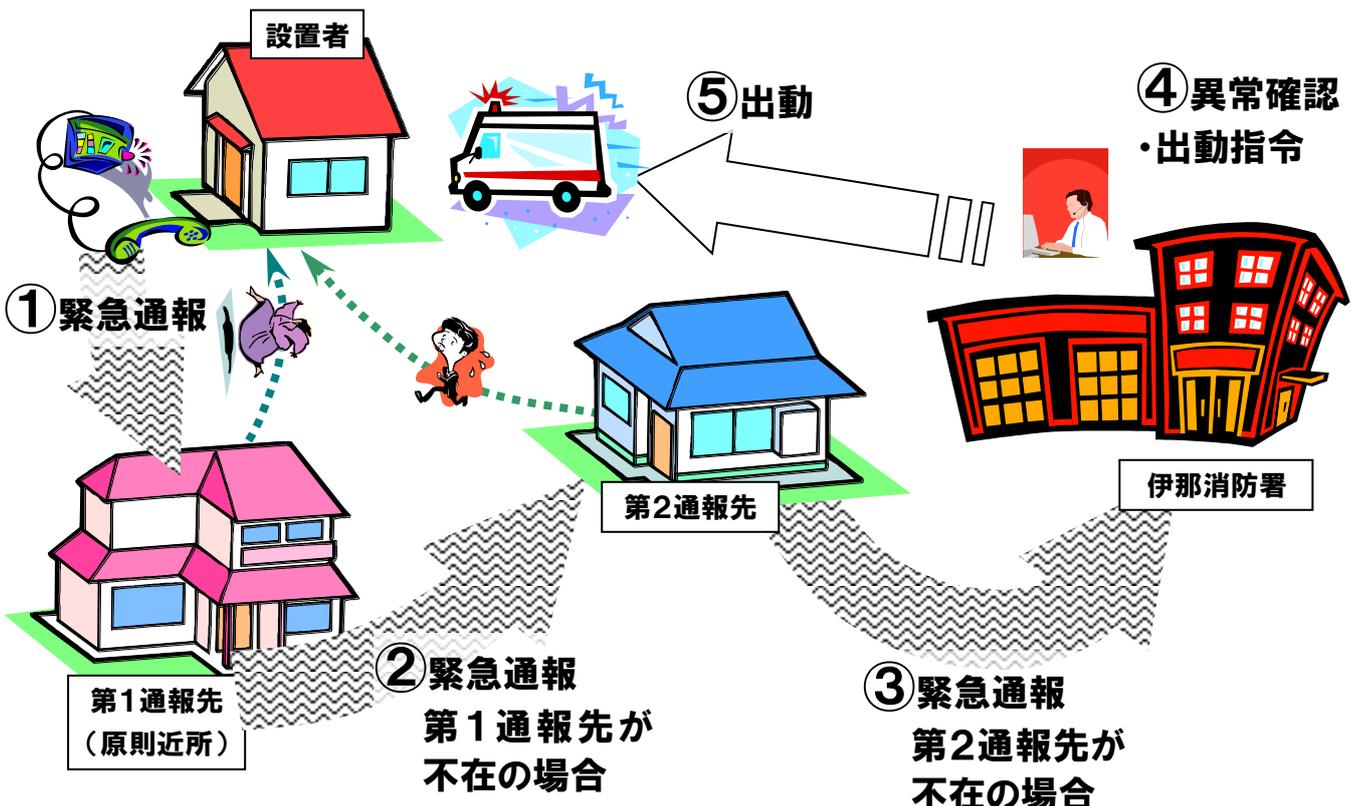
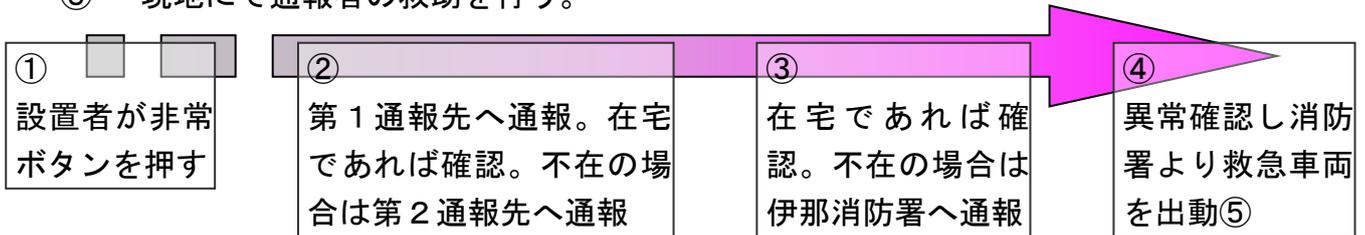
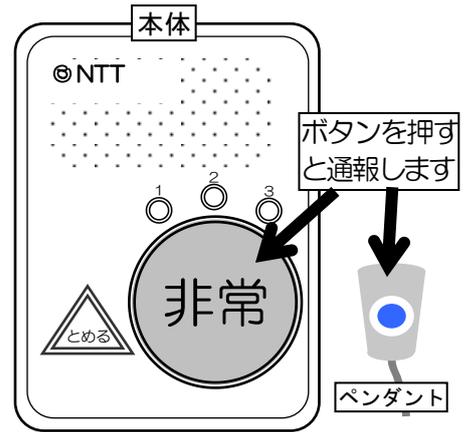
緊急通報装置設置費扶助に関する申請手順

●申請前に必ず確認してください
 ★条件該当者には設置費の扶助はありますが、設置した機器はNTTからのレンタル品であるため、月々のレンタル料はすべての方に負担していただきます。
 ★第1・第2通報先を決めてください（相手の方に確認をとってください）



緊急通報装置による通報体制

- ◎ 事前登録・・・第1通報先、第2通報先
- ① 利用者は、緊急時に自宅に設置してある緊急通報装置本体又はペンダントの緊急ボタンを押す。
- ② 装置が自動的に事前に登録してある**第1通報先へ通報**の電話をかける。（電話がつながると、受話器を取らなくても装置を通して会話ができるようになる。）
- ③ 通報を受けた第1通報先は、装置から本人に呼びかけを行い、又は通報者宅へ向かうなど安否の確認を取り、異常であれば消防署等へ通報する。
- ④ **第1通報先が不在で電話が通じない場合は自動的に第2通報先へ電話をかけなおす**
※不在とは、電話の呼び出しに約40秒間応答が無い場合です。留守番電話や携帯電話が圏外の場合などのメッセージによる応答は、応答があったと判断され次へは通報されません
- ⑤ 第2通報先は第1通報先と同様に対応し、**不在の場合は自動的に伊那消防署へ通報**がされる。
- ⑥ 伊那消防署では呼びかけを行い状況の確認を取る。
- ⑦ 異常事態を確認した場合、又は呼びかけに返事がなく確認が取れない場合（誤報の場合もある。）は、通報元世帯へ消防署から救急車両を出動する
- ⑧ 現地にて通報者の救助を行う。



緊急通報の通報先の設定について

この度は、伊那市の緊急通報機器の設置扶助にお申し込み頂きありがとうございます。いざというときのために、通報先は2か所まで自由に設定できます。（2か所を設定できない場合は1か所のみでも結構です）

通報先は下記のようになっていますので、**必ず通報先にしたい方の了解**を得てから申請してください。

通報順序	通 報 先
1 通じない	市内（近隣の市町村）にいる 家族・親戚・友人など
2 通じない	市内・近隣の市町村にいる 家族・親戚・友人など
3	伊那消防署

※ 図表の注釈: 左側の縦軸には「通じた」とあり、1番目の通報先で「通じた」が成立すると、2番目の通報先は「通じない」となり、3番目の通報先に進みます。また、2番目の通報先でも「通じた」が成立すると、3番目の通報先に進みます。3番目の通報先で「通報終了」と表示されます。

※ 通報は通報先1から順にしますが、通報先1に通じない場合は、通報先2に通報します。通報先2も通じない場合、伊那消防署に通報します。（約40秒間、電話に出ないと次の通報先に通報します。）

※ **いずれか1か所に電話が通じた時点で、緊急通報メッセージを流して通報を完了し、下位の通報先には通報は行いません。**

※ 留守番電話等のメッセージによる応答であっても、装置は電話が通じたと認識しメッセージを流して通報が完了します。

※ 携帯電話についても通報先として設定できますが、通報時に電池切れ・圏外・マナーモード等によるメッセージが流れた場合は留守番電話同様に通報が完了されます。

※ 遠方の方を通報先にする場合は、通報を受信した場合の対応（確認に向かってもらう人のお願い）を確認しておいてください。

※ 市内・近隣の市町村に家族・親戚・友人などの方がいらっしゃらない場合は、下記へ御相談ください。

装置が不要になったときは

- ① 伊那市役所社会福祉課まで御連絡ください。
- ② 直接NTT 116番へ取り外しの依頼をしてください。
【装置はNTTより借りているものですので、NTTへ返すこととなります。】
- ③ NTTが、取り外しの日程調整の上、取り外しに伺います。

お問い合わせは
伊那市役所社会福祉課 高齢者係 TEL 78-4111(内線 2313)